

鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報の公表

鳥取県警察では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定・実施しています。

今般、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づき、計画の実施状況を下記のとおり公表します。

1 全警察官に占める女性警察官の割合

（毎年4月1日現在）

【目標】	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
令和7年4月1日までに おおむね13%	9.4%	10.4%	11.1%	11.6%	12.2%

〔旧推進計画（平成28年度～令和元年度）による目標値：令和3年4月1日までにおおむね10%〕

【採用に関する取組】

平成30年度

- 採用パンフレット等に女性職員によるメッセージや妊娠・出産・育児に関する制度を掲載
- 採用広報動画を作成
- 四機関（警察、自衛隊、消防、海上保安庁）合同の公務員採用説明会を開催

令和元年度

- 警察官採用試験に公務員試験対策を不要とする「SP13試験」を導入した「チャレンジコース」を新設

令和2年度

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、オンライン説明会を開催
- ライン公式アカウント「鳥取県警察採用係」を開設

令和3年度

- 「チャレンジコース」を警察官（大卒程度）採用試験（2回目）にも拡充

2 全職員の年次有給休暇等の平均取得日数

【目標】	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
年間17日以上	15.6日	17.2日	16.5日	16.9日	17.7日

〔旧推進計画による目標値：年間17日以上〕

【休暇の取得促進のための取組】

平成29年度

- 平成29年度から「ワークライフバランス等推進チャレンジ期間」（6～9月の4か月間）を設け、年次有給休暇等の取得を促進
- 所属長級の職員に係る休暇の承認権者を見直し、所属長が休暇を取得することを促進

平成30年度・令和元年度

- 毎月、休暇取得状況を各所属にフィードバックし、目標に対する進捗状況の意識付けを実施

令和2年度・令和3年度

- 毎月、休暇取得状況を各所属にフィードバックし、目標に対する進捗状況の意識付けを実施
- 年末年始、GW、盆等における連続休暇を取得する促進を実施

3 男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率

【目標】	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
合計4日以上 の取得率 100%	—	—	—	76.7%	98.6%

旧推進計画：「男性職員の配偶者出産休暇又は育児のための休暇取得率」を算出

【目標】	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
合計4日以上 の取得率 100%	98.8%	89.3%	98.9%	—	—

【男性職員の育児参加促進のための取組】

平成29年度

- 平成29年度から「ワークライフバランス等推進チャレンジ期間」（6～9月の4か月間）を設け、配偶者出産休暇等の取得を促進

平成30年度・令和元年度

- 男性職員が利用できる休暇制度に関する執務資料を発出し、^(※)鳥取県警察WANシステムに掲載

令和2年度・令和3年度

- 男性職員が利用できる休暇制度に関する執務資料を発出し、^(※)鳥取県警察WANシステムに掲載
- 配偶者が妊娠・出産したことを把握した時点で、本人・直属の上司等に特別休暇の種別や取得可能期間を知らせる施策を実施

4 男性職員の育児休業取得率

【目標】	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
60%	1.0%	5.9%	56.5%	53.3%	85.1%

〔旧推進計画による目標値：10%〕

【男性職員の育児休業取得促進のための取組】

平成29年度

- ^(※)鳥取県警察WANシステムで男性職員の育児休業取得体験談を紹介

平成30年度

- 部内用機関誌で男性職員の育児休業取得体験談を紹介
- 男性職員の育児休業に関する制度、休業中に支給される手当金、育児休業取得手続に関する執務資料を発出し、^(※)鳥取県警察WANシステムに掲載

令和元年度

- 1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り2週間以上の育児休業を計画的に取得させる施策を実施
- 育児休業の取得が可能な男性職員の配偶者を対象としたアンケートを実施

令和2年度

- 1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り2週間以上の育児休業を計画的に取得させる施策を実施
- 3歳未満の子どもを養育する男性職員を対象とした男性職員家事・育児参加促進セミナーを開催

令和3年度

- 3歳未満の子を養育している男性職員の中で、特に1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り2週間以上の育児休業を計画的に取得させる施策を実施
- 令和3年度に育児休業を取得した男性職員及び子が出生した男性職員を対象とする育児休業に関するアンケートの実施

※ 電子メール、電子掲示板などを利用して情報の交換、共有を行うシステムです。